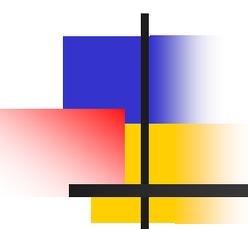


携帯電話等に関する 広告表示自主基準の検討状況について



平成19年 4月10日

電気通信サービス向上推進協議会

会長代理 桑子 博行

1. 広告表示に関する総務省・公正取引委員会の指摘

総務省による措置の概要（平成18年12月12日）

- 指導
ソフトバンクモバイル、NTTドコモ、KDDIに対し、作成する広告においては、利用者が誤認するおそれのない分かりやすい情報の提供と適正な表示を行うよう指導
- 要請
（社）電気通信事業者協会に対し、指導の趣旨を会員事業者に周知するよう要請

公正取引委員会による措置の概要（平成18年12月12日）

景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）の規定に基づき警告等を実施

- 警告
ソフトバンクモバイル
（通話料金及びメール料金について、規定に違反するおそれがある表示を行っていたこと）
- 注意
KDDI、NTTドコモ
（料金の割引等について、規定の違反につながるおそれがある表示を行っていたこと）
- 要望
（社）電気通信事業者協会
（より分かりやすい情報の提供と適正な表示を行うよう会員事業者を指導すること）

2. 携帯電話等の広告表示に関する検討体制など

検討体制



メンバー構成

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イーモバイル、
電気通信事業者協会（以上各1～2名）
および 桑子（広告表示自主基準WG主査）

12月14日 電気通信サービス向上推進協議会の開催

- ・協議会の設置要綱を改定し、携帯等広告表示検討サブWGを設置することを決定

12月22日 第1回携帯等広告表示検討サブWGを開催

⋮

（その後、4月4日までに計7回のサブWGを開催）

3. サブWGにおける検討の視点について

携帯電話事業者の作成する広告において、

利用者が誤認するおそれのない分かりやすい情報の提供と適正な表示

- ◆ 携帯電話の広告表示の一部で、割安な料金であることのみが強調されているもの
- ◆ 実際にその適用を受けるには様々な条件があるにもかかわらずその旨の説明が明瞭でないもの

業界団体から会員事業者への適切な周知等の方策

- ◆ 会員事業者への周知方法
- ◆ 不適切な広告表示に関する業界としての対策

4. 自主基準・ガイドラインの見直し状況 (1)

「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン（案）」における主な修正点

第1章 総則

第2条（適用） 一部追記

第3条（定義） 定義の追加

第2章 電気通信サービスの広告表示に関する通則

第5条（分かりやすい広告表示） 「努める」→「行う」など

第6条（虚偽、誇大等の表現を用いない広告表示） 「重要な前提条件又は制約条件を正しく表示すること」など追加

第7条（比較表示） 「業界No1」「当社だけ」「最高品質」等の表現は、客観的事実に基づく場合に限る」など追加

第3章 各種電気通信サービスの広告表示に関する基準

第12条（電気通信サービスの無料又は割引キャンペーンに関する広告表示）

第13条（サービスの料金に含まれない費用に関する広告表示）

第14条（電気通信サービスの提供開始までの期間に関する広告表示）

第19条（携帯電話・PHSサービスの提供エリアに関する広告表示） 提供エリアの表示基準を追加

第20条（携帯電話・PHSサービスの料金等に関する広告表示） 全面修正を検討中（媒体ごとの表示方法を規定）

ベストエフォート型に限定
電気通信サービス全般の通則（第2章）に

→5ページ参照

第4章 雑則

第21条（契約代理店による広告表示の適正化）

「契約代理店に対して、正確な情報の速やかな提供に努めるものとする」を追加

第22条（テレビCM等による広告の際の留意事項） 留意事項の追加を検討中

（注）携帯電話等の広告表示について、見直しの検討を行ったところであり、今後、上記の見直しを全ての電気通信サービスに適用するかどうかについては、広告表示自主基準WGで検討予定。

4. 自主基準・ガイドラインの見直し状況（2）

「自主基準ガイドライン」の広告表示基準（案）

媒体区分	表示区分
テレビ	■露出秒数：2秒以上 ■文字の大きさ：文字安全フレームの左右の幅で1行30文字までとする。 ■なお、1画面30文字以上を表示する場合は2秒以上の露出とし、視認できる露出時間を確保するものとする。
ラジオ	■問い合わせ先を明示する。「詳しくは『会社名』へ」
新聞	■文字の大きさ：8ポイント以上
雑誌	■文字の大きさ：8ポイント以上など
屋外広告	■文字の大きさ： 判読できる大きさで表示する。
交通広告	■文字の大きさ B3サイズ未満＝8ポイント以上／B3サイズ以上＝14ポイント以上
Web	■文字の大きさ： 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。
ポスター	■文字の大きさ B3サイズ未満＝8ポイント以上／B3サイズ以上＝14ポイント以上
チラシなど	■文字の大きさ： 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。 文字が小さくなってしまふ場合は朱書きまたはアンダーラインなどの工夫をする。
総合カタログ	■文字の大きさ： 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。 文字が小さくなってしまふ場合は朱書きまたはアンダーラインなどの工夫をする。

5. 適切な広告表示を確保するための方策等 (1)

① 携帯電話事業者による連絡会の開催

TV・新聞等の主な広告について、連絡会の場で、情報・意見交換を行う。

② 第三者から構成される委員会の設置

問題事案発生時に、JAROからの通報等をふまえ、外部有識者から構成される広告表示検討委員会（仮称・協議会の下に設置）にて問題事案を検討し、適正な対応を推進する。

③ 事業者への周知徹底の実施

広告宣伝部門や広告代理店等を対象に、電気通信サービスに関する広告表示基準等を理解いただくため、定期的に研修会を開催する。

5. 適切な広告表示を確保するための方策等 (2)

広告表示検討委員会と連絡会の役割

	広告表示検討委員会	携帯等事業者連絡会
目的	電気通信サービスの広告に関する重大な問題事案について審議し、協議会に対し広告表示の在り方について提言等を行う	携帯電話等に関連する広告について関係事業者による情報交換を行い、適正な広告表示に努める
対象範囲	電気通信サービス全般	携帯電話等の関連
検討事項	<ol style="list-style-type: none">1. 問題事案に対する内容の協議2. 広告主（通信事業者等）への対応の検討3. 自主基準・ガイドラインの見直しの必要性の検討など	<ol style="list-style-type: none">1. 携帯電話等の広告に関連する情報交換2. 問題事案に対する意見交換など
構成メンバー	学識経験者、弁護士、消費者団体代表、広告関連有識者など5名程度	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イーモバイル及び（社）電気通信事業者協会
開催頻度など	原則として、重大な問題事案の発生の際に随時開催する また、必要に応じて3ヶ月に1回程度の開催を予定する	3ヶ月に1回程度を原則とし、必要に応じて緊急時に開催する

6. 新たな電気通信サービス向上推進協議会の体制

電気通信サービス向上推進協議会

協議会への参加の承認
WG等の設置
協議会の運営全般

構成員：電気通信事業者協会
テレコムサービス協会
日本インターネットプロバイダ協会
日本ケーブルテレビ連盟
(事務局：テレサ協)

広告表示自主基準WG

メンバー：4団体の代表
(事務局：テレサ協)

広告表示検討委員会

メンバー：学識経験者
弁護士
消費者団体代表
広告表示自主基準WG主査ほか
オブザーバー：JARO
総務省消費者行政課
(事務局：テレサ協、TCA)

携帯等広告表示検討サブWG

メンバー：携帯関連5社
および TCA
(事務局：TCA)

不適切な広告に対する検討および提言

広告表示自主基準・ガイドラインの検討

電気通信サービス向上 推進協議会設置要綱（抜粋）

1. 目的

利用者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることにより、利用者の利益を確保するとともに、電気通信事業に対する信頼を確保するため、電気通信サービスにおける利用者サービスの向上策の推進を図るための協議を行うことを目的とします。

3. 業務

協議会は目的達成のため、次の業務を行うこととします。

- (1) 利用者サービスの向上のための具体策の検討及びその円滑な実施
- (2) 「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準」の適切な運用
 - ① 広告表示基準の策定及び適時適切な見直し
 - ② 「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準」（以下「広告表示基準」といいます。）の適切な運用を図るため、同広告表示基準の規定の解説及び事例等の策定及び適時適切な見直し
 - ③ その他広告表示基準の適切な運用を図るための方策等の検討

7. 不適切な広告への対応について

